

●課税標準の特例措置

○バリアフリー車両

区分	乗車定員	取得時期	新車区分	軽減内容
ノンステップバス（※）	－	令和3年4月1日 ～ 令和9年3月31日	新車	取得価額から1,000万円控除
リフト付きバス（※）	30人以上（空港アクセスバス）			取得価額から800万円控除
	30人以上			取得価額から650万円控除
	30人未満			取得価額から200万円控除
ユニバーサルデザインタクシー	－			取得価額から100万円控除

（※）一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの又は一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業のために導入するものに限る。

○ASV（先進安全自動車）

区分	車両総重量	取得時期	新車区分	軽減内容
衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き） バス等（立席のないもの）	－	令和5年4月1日 ～ 令和9年3月31日	新車	取得価額から 175万円控除
衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き） トラック（トレーラーは除く）	3.5t 超			

※「バリアフリー車両」に係る特例と「ASV（先進安全自動車）」に係る特例は選択適用

※「バス等」の等とは、乗車定員10人の乗用車

県税事務所分室の所在地

環境性能割の税額は、各地区の分室へお尋ねください。

分室名	登録車	軽自動車
千早分室	〒813-0044 福岡市東区千早3-10-40 TEL 092-661-5456 FAX 092-673-2271	〒813-0019 福岡市東区みなと香椎4-3-15 TEL 092-674-2400 FAX 092-674-2401
曾根分室	〒800-0205 北九州市小倉南区沼南町3-20-1 TEL 093-473-0177 FAX 093-472-9159	〒800-0205 北九州市小倉南区沼南町3-19-2 TEL/FAX 093-475-0213
上津分室	〒830-0052 久留米市上津町中尾山2203-301 TEL 0942-21-0554 FAX 0942-22-5318	〒830-0052 久留米市上津町中尾山2199-46 TEL 0942-21-3321 FAX なし
庄内分室	〒820-0115 飯塚市仁保23-44 TEL 0948-82-1010 FAX 0948-82-4359	

自動車税種別割

この税は、自動車の所有に対して課税される税です。

●納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者

ただし〔軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車・大型特殊自動車〕などは除きます。

●納める額

税額は、自動車の種別、用途、排気量などによって、P.39・40(年税額一覧表)のとおり定められています。

もし、年度途中で新規登録などをした場合は、月割計算による税額が課されます。

$$\begin{array}{c} \text{月割税額} \\ \text{(100円未満の端数を切捨て)} \end{array} = \text{年税額} \times \frac{\text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12}$$

●申告と納税

申告

自動車を購入したり、登録事項の変更などをしたときは、そのつど自動車税(環境性能割・種別割)の申告書を県税事務所分室に提出することになっています。

納税

毎年4月1日現在に自動車を所有している人は、県税事務所が送付する納税通知書により、5月31日までに納めることになっています。ただし、4月1日以降に新規登録などをした場合には、申告のときに納めることになっています。

●納税証明書

納税証明書は、車検の時に必要です。なお、運輸支局でも自動車税(種別割)の納付情報を確認できるようになり、**継続検査・構造等変更検査時における自動車税(種別割)納税証明書の提示を省略できるようになりました**。詳細は、P.54をご参照ください。

●自動車税(種別割)(旧自動車税を含む)の払戻し(還付)について

○自動車を抹消登録した場合、その翌月から3月分までの自動車税(種別割)(旧自動車税を含む)が払戻し(還付)されます。

○自動車を抹消登録した場合、運輸支局からその旨の連絡が福岡県にありますので、県での事務手続き後、登録月の1か月～2か月後に還付通知書を発送します(特別な手続きは必要ありません)。還付通知書に記載された金融機関で、通知書と引き替えに還付金をお受け取りください。なお、1年を経過すると、この通知書での還付金の受け取りはできなくなりますので、御注意ください。

区 分		還付通知書の発送時期	
		県内	県外
抹消登録等の時期	1日～15日	翌月15日頃	翌月末頃
	16日～月末	翌月末頃	翌々月15日頃

＜ただし、次の場合には還付金は発生しません＞

- ・3月に抹消登録した場合
- ・福岡県に税金の未納がある場合(充当されます)

●自動車税(種別割)グリーン化税制の概要

<自動車税(種別割)の軽課>

令和7年度に新車新規登録を行った次の自動車について、当該登録の翌年度1年間の自動車税(種別割)が現行の税率より軽くなります。

令和7年度に新車新規登録を行った自動車の軽課割合について

対 象 車			車軽課割合
電気(燃料電池を含む)自動車、一定の排ガス性能を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車			概ね75%軽課
対 象 車(営業用乗用車に限る)			車軽課割合
ガソリン LPG	○平成30年排出ガス規制50%低減(☆☆☆☆) または ○平成17年排出ガス規制75%低減(☆☆☆☆)	令和12年度燃費基準90%以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	概ね75%軽課
クリーン ディーゼル	平成30年排出ガス規制適合 または 平成21年排出ガス規制適合	令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	概ね75%軽課

※燃費基準達成車は車検証の備考欄に記載:「令和12年度燃費基準90%達成車」等

<自動車税(種別割)の重課>

自動車税(種別割)の賦課期日(4月1日)現在における次の自動車について、当該年度から抹消登録により課税対象とならなくなるまで、自動車税(種別割)が現行の税率より重くなります。

対 象 車		新車新規登録の時期	重課開始年度及び重課割合
新車新規登録の日から 11年を経過している ディーゼル車	バス・トラック	平成26年3月31日以前	概ね10%重課開始済み
		平成26年4月1日 ～平成27年3月31日	令和8年度から概ね10%重課開始
	上記以外	平成26年3月31日以前	概ね15%重課開始済み
		平成26年4月1日 ～平成27年3月31日	令和8年度から概ね15%重課開始
新車新規登録の日から 13年を経過している ガソリン、LPG車	バス・トラック	平成24年3月31日以前	概ね10%重課開始済み
		平成24年4月1日 ～平成25年3月31日	令和8年度から概ね10%重課開始
	上記以外	平成24年3月31日以前	概ね15%重課開始済み
		平成24年4月1日 ～平成25年3月31日	令和8年度から概ね15%重課開始

※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除かれます。

●身体障がい者等の方に対する減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車については、自動車の名義、障がいの程度等一定の要件のもとに申請をすれば、自動車税(環境性能割・種別割)の減免が受けられます。

詳しくは、お近くの県税事務所にお問い合わせください。

(福岡県ホームページに「身体障がい者等の方の自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)の減免制度概要」を掲載しています。)

自動車税(種別割)年税額一覧表

(1)乗用車(主なもの)

総排気量	税率(年額)		
	自家用		営業用
	令和元年9月30日以前に 新車新規登録したもの	左記以外 (※2)	
1 L 以下(※1)	29,500円	25,000円	7,500円
1 L 超 1.5 L 以下	34,500円	30,500円	8,500円
1.5 L 超 2 L 以下	39,500円	36,000円	9,500円
2 L 超 2.5 L 以下	45,000円	43,500円	13,800円
2.5 L 超 3 L 以下	51,000円	50,000円	15,700円
3 L 超 3.5 L 以下	58,000円	57,000円	17,900円
3.5 L 超 4 L 以下	66,500円	65,500円	20,500円
4 L 超 4.5 L 以下	76,500円	75,500円	23,600円
4.5 L 超 6 L 以下	88,000円	87,000円	27,200円
6 L 超	111,000円	110,000円	40,700円

(※1)電気を動力源とするものは「1 L 以下」の区分によります。

(※2)令和元年9月30日以前に国外で使用歴があるものを除きます。

(2)トラック(主なもの)

最大積載量	税率(年額)	
	自家用	営業用
1 t 以下	8,000円	6,500円
1 t 超 2 t 以下	11,500円	9,000円
2 t 超 3 t 以下	16,000円	12,000円
3 t 超 4 t 以下	20,500円	15,000円
4 t 超 5 t 以下	25,500円	18,500円
5 t 超 6 t 以下	30,000円	22,000円
6 t 超 7 t 以下	35,000円	25,500円
7 t 超 8 t 以下	40,500円	29,500円
8 t 超	46,800円～	34,200円～

(3)バス(主なもの)

乗車定員	税率(年額)		
	自家用	営業用	
		一般乗合用	その他
30人以下	33,000円	12,000円	26,500円
30人超 40人以下	41,000円	14,500円	32,000円
40人超 50人以下	49,000円	17,500円	38,000円
50人超 60人以下	57,000円	20,000円	44,000円
60人超 70人以下	65,500円	22,500円	50,500円
70人超 80人以下	74,000円	25,500円	57,000円
80人超	83,000円	29,000円	64,000円

※学校が所有するもので通学に用いるものについては、一般乗合用の税率が適用されます。

(4)貨物兼乗用車

トラックのうち、最大乗車定員が4人以上であるものに係る税率は、その年税額にそれぞれ次に掲げる額を加算した額になります。

総排気量	税率(年額)	
	自家用	営業用
1 L 以下(※)	5,200円	3,700円
1 超 1.5 L 以下	6,300円	4,700円
1.5 超	8,000円	6,300円

(※)電気を動力源とするものは「1 L 以下」の区分によります。

(5)特種用途車(主なもの)

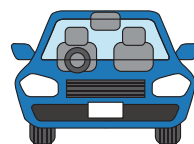
区 分 (総排気量、車両総重量など)		税率(年額)		
		自家用		営業用
		令和元年9月30日以前に 新車新規登録したもの	左記以外 (※2)	
キャンピング車 (乗車定員10人以下のもの)	1 L 以下(※1)	23,600円	20,000円	6,000円
	1 L 超 1.5 L 以下	27,600円	24,400円	6,800円
	1.5 L 超 2 L 以下	31,600円	28,800円	7,600円
	2 L 超 2.5 L 以下	36,000円	34,800円	11,000円
	2.5 L 超 3 L 以下	40,800円	40,000円	12,500円
	3 L 超 3.5 L 以下	46,400円	45,600円	14,300円
	3.5 L 超 4 L 以下	53,200円	52,400円	16,400円
	4 L 超 4.5 L 以下	61,200円	60,400円	18,800円
	4.5 L 超 6 L 以下	70,400円	69,600円	21,700円
	6 L 超	88,800円	88,000円	32,500円
起重機車など	10 t 以下	11,500円		9,000円
	10 t 超 16 t 以下	25,500円		18,500円
	16 t 超 22 t 以下	40,500円		29,500円
	22 t 超	59,400円		43,600円
工作車など	普通自動車	11,500円		9,000円
	小型自動車	8,000円		6,500円

(※1)電気を動力源とするものは「1 L 以下」の区分によります。

(※2)令和元年9月30日以前に国外で使用歴があるものを除きます。

おしえて!

けんぜい Q&A



自動車税(種別割)編

Q

去年、車を買ったときに前の車を下取りに出したのに、前の車の納税通知書が届きました。どうしてですか？

A

自動車税(種別割)は4月1日現在の自動車の所有者に課税されます。質問のケースでは、3月31日の時点で前の車の廃車(抹消登録)又は名義変更(移転登録)の手続きが行われていないことが考えられます。このため、下取りに出したところに確認し、名義変更手続きを行ってください。

Q

グリーン化税制で自動車税(種別割)が軽減される車を購入しましたが、軽減を受けるには何か手続きが必要なのですか？

A

グリーン化税制の軽減を受けるに当たって特別な手続きは必要ありません。自動車税(種別割)の納税通知書は、既に軽減(減税)した税額で送付しています。

こんなときには必ず運輸支局または自動車検査登録事務所で手続きを!!

①自動車を手放す場合・譲り受ける場合

自動車を譲渡したり下取りに出したりするとき、または自動車を友人や知人から譲り受けるときは、必ず移転又は抹消登録の手続きをしましょう。登録がそのままだと、前の所有者に自動車税(種別割)がかかります。

②壊れて動かなくなった自動車をもっている場合

一日も早く抹消登録の手続きをしましょう。手続きをすれば、翌月から3月までの月割の税額が減額されます。手続きを行わなければ、いつまでも自動車税(種別割)がかかります。車検切れで使用しなくなったときや、解体したときも同じです。

③引越しをする場合

必ず住所変更の手続きをしましょう。住民票を移しても、納税通知書は運輸支局に登録されている住所に送られます。

※運輸支局・自動車検査登録事務所の連絡先はP.68に掲載しています。

鉱区税

この税は、地下に埋蔵されている鉱物を採掘する権利(鉱業権)を与えられていることに対する負担として、鉱区の設定許可を受けた鉱業権者に対して課税されるものです。

●納める人

県内に鉱業権(採掘権・試掘権)を持っている人

●納める額

区 分		税 率
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年額200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに年額400円
砂鉱を目的とする鉱区	河 床	延長1,000メートルごとに年額600円
	そ の 他	面積100アールごとに年額200円
石油または可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年額200円×2/3
	採掘鉱区	面積100アールごとに年額400円×2/3
共同開発鉱区	探査権の共同開発鉱区	面積100アールごとに年額22円
	採掘権の共同開発鉱区	面積100アールごとに年額133円

●申告と納税

申告

鉱業権の設定、変更または消滅の登録をしたときは、登録の日から10日以内に県税事務所へ申告することになっています。

納税

毎年4月1日現在の鉱業権所有者は5月末日までに、また、年の中途で鉱業権を取得した人は県税事務所が指定した日までに、県税事務所から送付される納税通知書により納めることになります。

固定資産税

この税は本来は市町村税ですが、市町村の財政上の均衡をはかる見地から、一定限度以上の償却資産に対して県が課税するものです。

●納める人

大規模の償却資産の所有者

※大規模の償却資産とは、ひとりの納税義務者が所有する償却資産で、その合計価額が市町村が課税することのできる限度(地方税法に定める。)を超えるものをいいます。

●納める額

償却資産のうち市町村の課税限度額を超える額の1.4%

●申告と納税

県税事務所が送付する納税通知書により、4月・7月・12月・2月の4回に分けて納めることになっています。
○市町村が課税する固定資産税は、土地・家屋・償却資産に対しその所有者に課税されます。標準税率は同じく1.4%です。

狩猟税

この税は、狩猟の資格を得た人が狩猟者の登録をするときに課税されるもので、鳥獣の保護などの費用に充てられる目的税です。

●納める人

狩猟者の登録を受ける人(都道府県ごとに課税されます。)

●納める額

番号	区分	第一種銃猟免許	網猟免許	わな猟免許	第二種銃猟免許
1	県民税の所得割額の納付を要する人	16,500円	8,200円	8,200円	5,500円
2	1の人の同一生計配偶者又は扶養親族 (4に該当する人を除く)	16,500円	8,200円	8,200円	5,500円
3	県民税の所得割額の納付を要しない人のうち、 同一生計配偶者又は扶養親族ではない人	11,000円	5,500円	5,500円	5,500円
4	県民税の所得割額の納付を要しない人のうち、 同一生計配偶者又は扶養親族で、 農林水産業に従事している人	11,000円	5,500円	5,500円	5,500円
5	県民税の所得割額の納付を要しない人のうち、 県民税の所得割額の納付を要しない人の 同一生計配偶者又は扶養親族で、 農林水産業に従事していない人	11,000円	5,500円	5,500円	5,500円

※平成27年4月1日から令和11年3月31日までの期間において、有害鳥獣の許可捕獲等をした者又は許可捕獲等に従事した者として、狩猟者の登録を受ける人は、上記税額の1/2になります。

※放鳥獣猟区(福岡県には現在ありません)のみの狩猟者の登録をする場合、上記税額の1/4になります。

豆 知 識

- ・「第一種銃猟免許」は、装薬銃(ライフル銃・散弾銃)を使用する場合に必要です。なお、この免許を受ければ、空気銃(ガス銃を含む)も使用することができます。
- ・「第二種銃猟免許」は、空気銃(ガス銃を含む)を使用する場合に必要です。
- ・第一種銃猟免許を受けた人が空気銃(ガス銃を含む)だけを使用する場合は、第二種銃猟免許に係る登録をすることができます。
- ・「網猟免許」は網を、「わな猟免許」はわなを使用する場合に必要です。

●申告と納税

狩猟税の申告を行う際に、県が発行する「狩猟税証紙」により納めることになっています。

●課税免除について

平成27年4月1日から令和11年3月31日までの期間において、対象鳥獣捕獲員として、狩猟者の登録を受ける人は、課税免除となります。

また、平成27年5月29日から令和11年3月31日までの期間において、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者として、狩猟者の登録を受ける人は、課税免除となります。

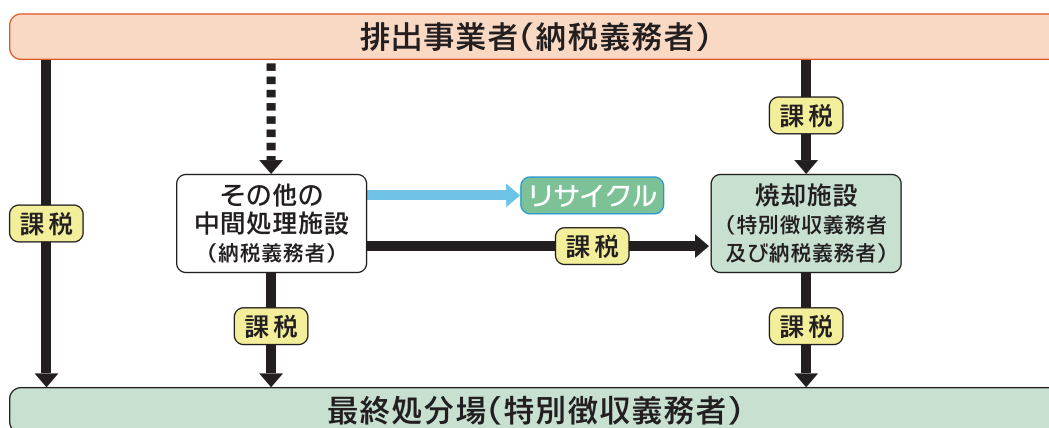
産業廃棄物税

この税は、産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税するもので、産業廃棄物の排出抑制とリサイクルをさらに促進し、循環型社会づくりに向けた取組みを進めるための費用に充てられる目的税です。

●税の仕組み

産業廃棄物税は、より高い排出抑制効果を図るため、排出事業者に税負担を求め、最終処分場（埋立）への搬入とともに排出に近い焼却施設への搬入に課税します。

なお、簡素な税制で幅広くリサイクルへ誘導するため、中間処理施設のうち、焼却施設への搬入のみを課税対象としています。



●納める人

県内の焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

●課税標準

県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

●納める額

- 焼却施設への搬入量1トン当たり 800円
- 最終処分場への搬入量1トン当たり 1,000円

●申告と納税

焼却処理業者及び最終処分業者は、排出事業者又は中間処理業者から税金を預かり、年4回(4月末、7月末、10月末、1月末)県税事務所に申告納入します。(特別徴収)

自己処理については、排出事業者及び中間処理業者(焼却処理業者を含む)が申告納付します。

●課税とならない場合

○課税の特例

特に循環型社会の形成に資するものとして知事が認定した次のような焼却施設への産業廃棄物の搬入に対しては、課税しないこととしています。

- ①産業廃棄物を原材料として再生利用する焼却施設
- ②産業廃棄物の焼却熱を回収して有効利用する焼却施設

○課税の免除

次のような場合には、課税が不適当な産業廃棄物の搬入として課税を免除することとしています。

- ①北九州市に所在する最終処分場への搬入
- ②天災その他により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるもの

●取扱県税事務所 福岡県博多県税事務所 課税第3課 (TEL:092-260-6006)